

# 中泊町農業委員会会議録

平成30年7月10日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 7月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火) 午前11時～午前11時55分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
	3番	工藤 輝雄	4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一

4. 欠席委員(2人)

委 員	13番	木村 巧		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第11号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第12号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第14号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

主 幹 打 越 賢 一                      主 幹 三 上 晋 一

## 7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成30年度中泊町農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中14名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、5番青山邦栄委員と6番藤田次男委員の2名を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には、事務局職員の打越主幹と三上主幹を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第11号</p>
議長	<p>それでは、日程第3の報告第11号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>平成30年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告11号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(質問無し)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第12号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
	<p>◎報告第12号</p>
事務局	<p>6ページをお開き下さい。報告第12号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年6月実施分)の結果について、次のとおり報告する。</p> <p>平成30年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>次のページをご覧ください。6月分の農地移動あっせん申し出は5件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告終わります。</p>

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第12号について、何かご質問等ございましたか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第11号

議長 議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 9ページをお開き下さい。議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。平成30年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第11号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西誠委員 それでは報告いたします。去る7月2日、私と青山邦栄委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号13番から19番の7件ございました。内訳は、売買が2件、贈与が2件、農地移動適正化あっせん事業による売買が3件となっております。

受付番号13番は、宮野沢字蛸沢地内の1筆の田4,362平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号14番は、小泊字成滝地内の1筆の田4,949平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号15番は、薄市字花持地内の6筆、同所字玉清水の2筆と同所飛石田野沢2筆の田と畑6,519平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号16番は、長泥字玉清水地内の1筆の田288平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号17番は、高根字小金石地内の1筆の田2,674平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号18番は、田茂木字若宮地内の4筆と薄市字沖原の1筆の田14,519平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号19番は、大沢内字二タ見地内の2筆の田と畑2954平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号13番から19番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第12号

議 長

議案第12号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

17ページをお開き下さい。議案第12号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め

る。平成30年7月10日提出 中泊町農業委員会会長

議 長

議案第12号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西 誠  
委員

それでは報告いたします。去る7月2日、私と青山委員、そして事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。申請地は高根字小金石地域の、下高根地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

18ページをお開き下さい。  
それではご説明いたします。  
受付番号30-1は、高根字小金石地内の下高根地区の1筆の田で、面積は97㎡の国道339号に面した集落の外れに位置する第1種農地であります。申請者は、平成元年8月頃申請地に住宅を建設して現在まで居住しておりましたが、この度農地法の転用許可を受けていないことが発覚し、始末書を添付し申請したものであります。  
資金計画については、既に転用済みのため問題ないものと思われまます。  
また、周辺農地への被害防除対策についても、平成元年当時から宅地化されており、隣接する農地には影響していないことが確認されております。  
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のイの(イ)の【不許可の例外として許可できるもの】」の中の「周辺居住者の施設で集落に接続して設置されるもの」に該当する農地と判断できます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第13号

議長

議案第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

23ページをお開き下さい。議案第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。平成30年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第13号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西誠委員

それでは報告いたします。去る7月2日、私と青山委員、そして事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の申請は、1件ございます。

申請地は田茂木地区の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

24ページをお開き下さい。  
それではご説明いたします。  
受付番号30-7番は、田茂木字鳴見地内の1筆の畑で面積が942㎡です。  
転用目的は、建物敷地、宅地への用途変更であります。申請地は、昭和43年に車庫兼物置を新築し、その後車庫兼物置を移転して現在に至っております。建設当時から違反転用とは知らずに現在に至っておりますが、固定資産税の納付明細書を見て登記地目と現況地目との相違に気づきこの度、始末書を添付し申請があったものであります。  
周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われまます。  
許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

議長

議案第14号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

30ページをお開き下さい。議案第14号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

29ページをご覧ください。平成30年7月4日付け中農政第100号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

32ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が5件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が2件となっております。

受付番号22番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は12,593㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は平成30年7月26日を予定しております

受付番号23番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字望月の農地3筆、地目は田、面積は8,757㎡です。売買価格は367.7万円です。対価の支払い期限は平成30年7月26日を予定しております。

受付番号24番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地2筆、地目は田、面積は4,227㎡です。売買価格は100万円です。対価の支払い期限は平成30年7月26日を予定しております。

受付番号25番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,016㎡です。売買価格は40万円です。対価の支払い期限は平成30年7月30日を予定しております。

受付番号26番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、宮川字種取及び福浦字若野浦の農地2筆、地目は田、面積は7,335㎡です。売買価格は330万円です。対価の支払い期限は平成30年7月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

45ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が2件、再設定が2件で面積は再設定、新規合わせて35,203平方メートルです。

受付番号50番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」7,258平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われまます。

受付番号51番は再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」4,227平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は全部で米5俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われまます。

受付番号52番も再設定で、設定する農地は中里地内ほか2筆の「田」11,386平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われまます。

受付番号53番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」12,332平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり¥6,500-、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われまます。

続いて49ページをお開きください、農地中間管理機構の借入れ1件で、設定する面積が18,413平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号2番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の8筆の「田」18,413平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転貸人負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えまます。



議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年7月10日

農業委員会  
会長

署名委員

署名委員